

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立ライフル射撃場について使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第23号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改めることとします。(別表関係)
- (2) この条例は、平成23年4月1日から施行することとします。

議 第 号

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区分		金額	
		午前	午後
		午前 8 時 30 分 から 午 後 零 時 30 分 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
エアライフル 射 撃 場	中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	円 8,240	円 8,240
	そ の 他 の 場 合	14,800	14,800
スモールポア ライフル射撃場	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	12,600	12,600
	そ の 他 の 場 合	22,700	22,700

別表第2項の表中「400」を「720」に、「500」を「900」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧			新		
別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用			別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用		
区分	金額		区分	金額	
	午前	午後		午前	午後
	午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで
エアライフル射撃場	円 8,240	円 8,240	エアライフル射撃場	中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	円 8,240
				その他の場合	円 14,800
スモールボアライフル射撃場	円 12,600	円 12,600	スモールボアライフル射撃場	高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合	円 12,600
				その他の場合	円 22,700

2 個人使用

区分		金額
エアークライフル射撃場	中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき(2時間以内) 220
	高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 220
	その他の者	同 400
スモールポアライフル射撃場	生徒等	同 280
	その他の者	同 500

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 スモールポアライフル射撃場においてエアークライフルを用いる場合は、この表に定めるエアークライフル射撃場の額とする。
- 3 貸切り使用における使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、それぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 個人使用

区分		金額
エアークライフル射撃場	中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1回につき(2時間以内) 220
	高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者(以下「生徒等」という。)	同 220
	その他の者	同 720
スモールポアライフル射撃場	生徒等	同 280
	その他の者	同 900

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 スモールポアライフル射撃場においてエアークライフルを用いる場合は、この表に定めるエアークライフル射撃場の額とする。
- 3 貸切り使用における使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、それぞれの額を時間割計算によつて算出した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。